

■一走行と見なす箇所

以下に該当する場合は、1回の走行とみなして各対象道路の走行距離を合算します。

① 特定のインターチェンジ等および新直轄区間等を経由して対象道路を乗り継ぐ場合

(別紙1の対象道路図中、緑色の区間)

対象道路	経由するインターチェンジ等			対象道路
東北自動車道	福島大笹生IC (福島JCT料金所)	⇔	米沢北IC (米沢北本線料金所)	米沢南陽道路
山形自動車道 (村田JCT～月山IC)	月山IC (西川本線料金所)	⇔	湯殿山IC	山形自動車道 (湯殿山IC～鶴岡JCT)
中部横断自動車道	富沢IC (富沢料金所)	⇔	六郷IC (富士川本線料金所)	中部横断自動車道
安房峠道路	中ノ湯IC (平湯料金所)	⇔	松本IC (松本料金所)	中央自動車道
安房峠道路	平湯IC (平湯料金所)	⇔	飛騨清見IC (飛騨清見料金所)	東海北陸自動車道
東富士五湖道路	須走IC (須走料金所)	⇔	御殿場IC (御殿場料金所又は 御殿場東料金所)	東名高速道路
名古屋第二環状自動車道	楠JCT (楠JCT第一料金所又は 楠JCT第二料金所)	⇔	小牧IC (小牧料金所)	東名高速道路・ 名神高速道路
名古屋第二環状自動車道	清洲JCT (清洲JCT第一料金所又は 清洲JCT第二料金所)	⇔	一宮IC (一宮料金所)	名神高速道路
山陽自動車道	神戸西IC	⇒	鳴門IC (鳴門本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	鳴門IC	⇒	神戸西IC (神戸西本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	早島IC	⇒	坂出IC (坂出本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	坂出IC	⇒	早島IC (早島本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	尾道JCT (尾道本線料金所)	⇔	三次東JCT (三次東料金所)	中国自動車道
中国自動車道	三次東JCT (三次東料金所)	⇔	三刀屋木次IC (三刀屋木次料金所)	松江自動車道
山陽自動車道	広島東IC～宮島スマートIC (広島東料金所～ 宮島スマート料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島自動車道	広島西風新都IC (広島西風新都料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島岩国道路	廿日市IC (廿日市料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路

米子自動車道	米子IC (米子料金所)	⇔	米子西IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
山陰自動車道	松江玉造IC (松江玉造料金所)	⇔	東出雲IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
松山自動車道	大洲IC (大洲料金所)	⇔	大洲北只IC (大洲松尾料金所)	松山自動車道
九州自動車道	鹿児島IC (鹿児島本線料金所)	⇔	鹿児島西IC (松元本線料金所)	南九州自動車道 (鹿児島道路)
東九州自動車道	佐伯IC (佐伯料金所)	⇔	延岡南IC (門川本線料金所)	東九州自動車道 (延岡南道路)

②「高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験（一時退出）」の対象となる道の駅を経由して対象道路を
乗り継ぎ、当該社会実験料金が適用される場合